

集積場取付道路整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 圃場の生産基盤向上対策として、当該要綱の要件を満たす集積場取付道路を整備する経営体に経費の一部を助成し、農業の生産性向上に寄与する。

(補助内容)

第2条 この事業は、前条の目的を達成するために、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定に基づく道路管理者の承認を受けて中札内村内で実施する次の各号に定める集積場取付道路の整備に要する経費の一部について補助するものとする。

- (1) 集積場取付道路の新設工事
- (2) 既設集積場取付道路の拡幅等の改良工事

(補助要件)

第3条 当該事業の補助要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 集積場の効率的な活用を目的としていること。
- (2) 取付道路に接している圃場が自己所有地又は賃貸借地であること。（賃貸借地の場合は所有者の同意があること）

(補助基準)

第4条 当該事業の補助基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助基準 事業費の2分の1以内とし、1経営体当たりの補助上限は年間25万円とする。
(村及び農協で補助額1/2ずつ負担)
- (2) 補助対象外 形状変更を伴わない補修・修繕等は対象としない。
(施工事業者の指定)

第5条 当該事業を請負う施工事業者は、一部の資材調達を除き、村内に主たる事業所を有する者とする。

(申請手続等)

第6条 補助を受けようとする者は、集積場取付道路整備事業実施計画承認申請書（第1号様式）に、関係種類を添えて申請するものとする。

2 村長は、前項に基づく申請を受けた場合に、補助の対象と認める者に対して、承認通知書（第2号様式）により、承認の決定を行うものとする。

(完了報告)

第7条 前条第2項で承認の決定を受けた者が当該事業を完了したときは、集積場取付道路整備事業補助金交付申請書（第3号様式）に、関係書類を添えて報告するものとする。

(交付決定)

第8条 前条による報告を受けた場合は、交付の可否を決定し、集積場取付道路整備事業補助金交付決定兼額確定通知書（第4号様式）又は集積場取付道路整備事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定をもって補助金の額を確定するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の申請及び決定等に関し必要な事項は、中札内村補助金等交付規則（平成14年規則第21号）を準用する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

集積場取付道路整備事業実施計画承認申請書

年 月 日

中札内村長 様

（申請者） 住所 中札内村
氏名

年度集積場取付道路整備事業を下記のとおり実施したいので、集積場取付道路整備事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

事業の実施計画

事業の内容	概算事業量	概算事業費	着手予定年月日 完了予定年月日
集積場取付道路	箇所	千円	年 月 日 年 月 日

添付書類 事業実施位置図

第2号様式 (第6条関係)

承認通知書

中 産 業 号
年 月 日

様

中札内村長

年 月 日付けで申請のあった集積場取付道路整備事業補助金交付申請については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは補助します。
ただし、集積場取付道路整備事業補助金交付要綱を守らなければなりません。

第3号様式 (第7条関係)

集積場取付道路整備事業補助金交付申請書

年 月 日

中札内村長 様

申請者 中札内村

年 月 日付け中産業号指令で承認のあった集積場取付道路整備事業補助金交付については、集積場取付道路整備事業補助金交付要綱第7条に基づき、次の関係書類を添えて申請する。

記

1. 領収書の写し
2. 公金支出口座振替申出書

金 _____ 円

施工写真

余 白

年 月 日
着工前

余 白

年 月 日
工事中間

余 白

年 月 日
完了時

第 4 号様式 (第 8 条関係)

集積場取付道路整備事業補助金交付決定兼額確定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度集積場取付道路整備事業補助金(元気な農業サポート事業)
に対し、金 円を補助します。

年 月 日

住 所

氏 名

中札内村長

第 5 号様式 (第 8 条関係)

集積場取付道路整備事業補助金不交付決定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度集積場取付道路整備事業補助金(元気な農業サポート事業)
については、下記事由により交付できませんので通知します。

記

(事 由)